

川崎町公共施設等総合管理計画

(改訂版)

福岡県 川崎町

令和5年3月

〔目 次〕

第1章 計画策定の背景と目的	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 計画の位置付け	2
1-3 対象とする公共施設等	2
1-4 計画の構成及び計画期間	3
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し	4
2-1 公共施設等の現況	4
2-2 人口推移と将来推計	15
2-3 財政推移と将来の見通し	17
2-4 修繕・更新費の見込み	19
第3章 公共施設等の管理に関する基本方針	22
3-1 公共施設等の現況や課題に関する基本認識	22
3-2 公共施設等の管理に関する基本的な方向性	24
3-3 公共施設等の管理に関する基本方針	25
3-4 公共施設等の管理に関する基本目標	28
第4章 類型ごとの管理に関する基本方針	31
4-1 町民文化施設	31
4-2 社会教育系施設	32
4-3 スポーツ・レクリエーション系施設	33
4-4 産業系施設	34
4-5 学校教育系施設	35
4-6 子育て支援施設	36
4-7 保健・福祉施設	37
4-8 行政系施設	38
4-9 公営住宅	39
4-10 供給処理施設	40
4-11 その他	40
4-12 道路	41
4-13 橋りょう	41
4-14 上水道	42
第5章 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策	43
5-1 計画の進行管理	43
5-2 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	44

第1章 計画策定の背景と目的

1-1 計画策定の背景と目的

わが国では、昭和30年代から昭和50年代にかけて人口が急増し、これに合わせて全国的に数多くの公共施設やインフラ施設（以下、「公共施設等」とします。）の整備が進められてきました。

これらの施設は、整備から30年以上が経過し、近い将来に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になることが見込まれるなど、施設の適正な配置や計画的な管理に向けて、多額の費用確保を含め、公共施設等のあり方を見直す必要があります。

また、平成24年の笹子トンネルにおける崩落事故をはじめ、近年では公共施設等の老朽化による事故や不具合が増加しており、点検・診断の強化をはじめとする適正な維持管理が求められています。

国では、こうした課題を受けて、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月には、地方公共団体が管理する公共施設等について、同計画に基づく行動計画の策定要請がされるなど、国及び地方公共団体が一体となって、公共施設の老朽化や中長期の維持管理に向けた取り組みを強化しています。

本町においては、これまでに時代潮流や住民の利用需要に対応した公共施設等の整備が行われてきましたが、人口減少や少子高齢化社会の進展等、社会構造の変化に伴い、これまでに整備してきた公共施設等の利用需要は変化していくことが予想されるほか、財政面では、税収入の伸び悩み、扶助費等の経費の増加等により、公共施設等の維持管理に投資可能な経費は縮減傾向にあるなど、公共施設等の管理を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

こうした状況を踏まえ、本町では中長期的な視点から公共施設等の利活用の促進や統廃合、長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉えた公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進するため、平成29年3月に、川崎町公共施設等総合管理計画（以下、「前計画」とします。）を策定しました。

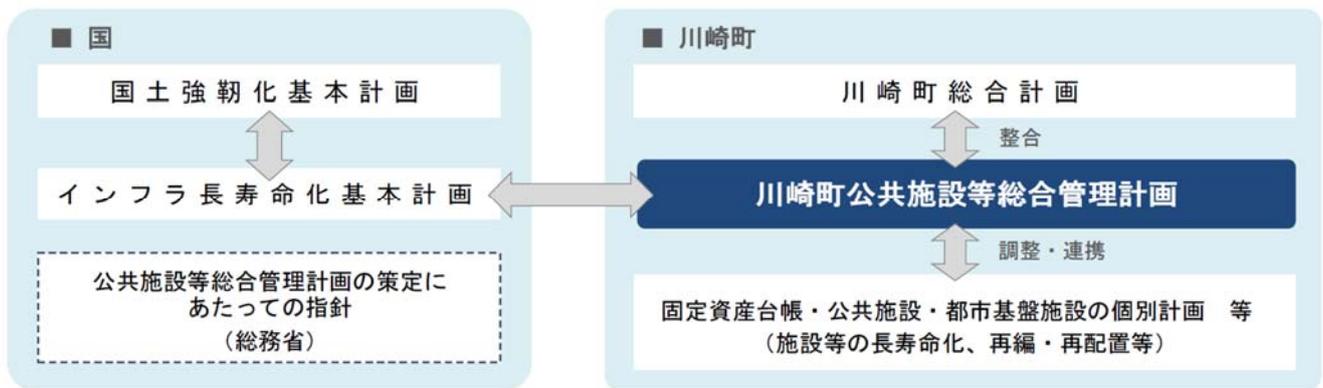
今回の改訂は、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日付け事務連絡、以下「指針」という。）、及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日、以下「留意事項」という。）などを参考とし、前計画策定後の施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、前計画の見直しを行うことが目的です。

1-2 計画の位置付け

本計画は、国が平成 25 年 11 月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び平成 26 年 4 月に総務省より示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」、平成 30 年 2 月の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」に基づき、公共施設等の総合的な管理（マネジメント）の方針を示すものです。

そのため、本計画の実施にあたっては、こうした国の動きとの整合を図り、本町の最上位計画である「川崎町総合計画」等に基づく町政運営を行うとともに、公共施設等に関連する個別計画、新地方公会計による固定資産台帳等と連携、調整を図りながら、公共施設等の総合的な管理を行う計画として位置付け、取り組みを進めていくこととします。

図表 1 計画の位置付け

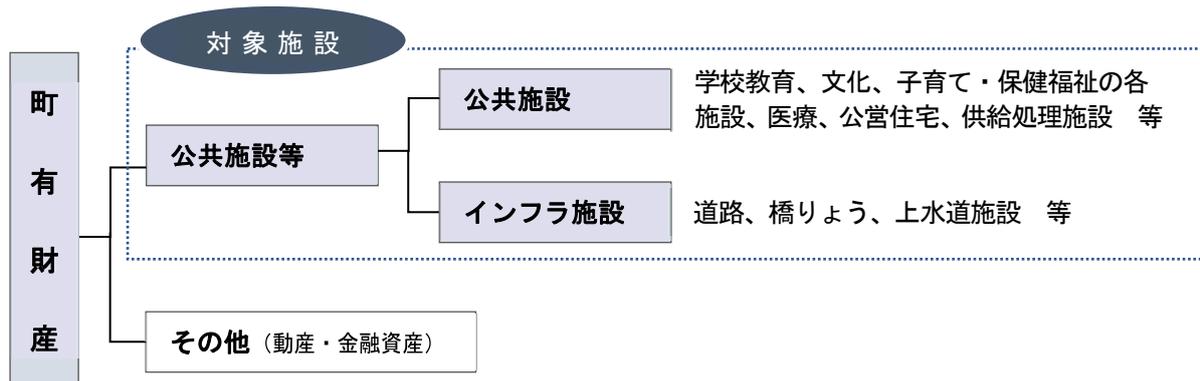


1-3 対象とする公共施設等

本計画は、中長期的視点を持って公共施設等の維持管理や修繕、長寿命化や機能統合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものです。

そのため、公共施設等の把握にあたっては、町が保有する町有財産のうち、今後建替えや大規模改修などを検討する施設として、公共施設とインフラ施設を合わせた公共施設等を対象とします。

図表 2 対象とする公共施設等（区分）



1-4 計画の構成及び計画期間

1 計画の構成

本計画は以下の内容により構成します。

計画の策定の背景と目的

⇒計画の位置付けや計画期間等を掲載します。

公共施設等の現況と将来の見通し

⇒公共施設等、人口推移、財政に関する現況を示すとともに、将来の見通しとして人口推計、財政及び施設の更新等経費を試算し、想定される公共施設等の管理に関する課題を整理します。

公共施設等の管理に関する基本方針

⇒前項における課題及び試算値をもとに、公共施設等の維持管理や更新に関する基本的な考え方と今後の公共施設等の総量見直しに向けた目標値を設定します。
また、庁内の計画推進体制や PDCA サイクルに基づく計画の進行管理、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針を示します。

類型ごとの管理に関する基本方針

⇒個々の施設のあり方について、類型ごとに、維持管理や更新に関する基本的な方針を示します

公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策

⇒庁内の計画推進体制や PDCA サイクルに基づく計画の進捗状況の評価・見直しの考え方とともに、公共施設等の経営における官民連携を図るための推進方策を示します。

2 計画期間

本計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う必要があります。

また、公共施設等の計画的な管理運営の推進においては、中長期的な視点を持ちながら、財源負担が多くなる大規模な更新時期に備えるため、取り組みを行うことが必要です。

そのため、本計画の計画期間を令和5年度（2023年度）から令和42年度（2060年度）までと設定します。

本計画の策定後は、財政状況や制度変更等を考慮し、10年程度で適宜見直しを図ります。

第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

2-1 公共施設等の現況

1 施設類型別の保有状況

(1) 施設保有量

本町が保有する公共施設は156施設あり、施設の総延床面積は22.6万㎡となっています。

(令和4年3月31日現在)

このなかには、公営住宅や学校教育施設、文化系施設等、様々な施設が含まれており、各種公共施設を分類別に施設数、棟数、延床面積で集計すると、次のようになります。

図表3 対象とする町内の公共施設（一覧）

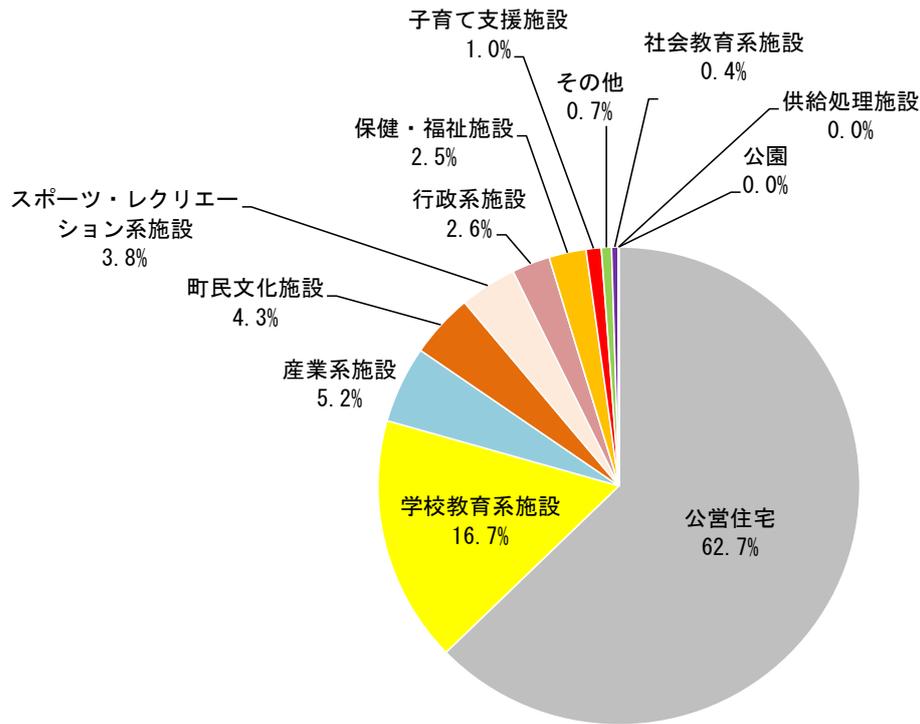
大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比	
					施設数	延床面積
町民文化施設	集会施設	34	36	9,766.43	21.8%	4.3%
社会教育系施設	図書館	1	2	1,010.0	0.6%	0.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	13	3,905.0	3.1%	1.7%
	レクリエーション施設・観光施設	2	11	4,263.3	1.3%	1.9%
	保養施設	3	4	452.7	1.9%	0.2%
産業系施設	産業系施設	25	30	11,770.1	16.0%	5.2%
学校教育系施設	学校	7	49	35,730.0	4.5%	15.8%
	その他教育施設	1	2	1,877.0	0.6%	0.8%
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	3	2,030.0	1.3%	0.9%
	幼児・児童施設	1	1	254.0	0.6%	0.1%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	5	4,866.7	1.9%	2.2%
	保健施設	1	1	753.5	0.6%	0.3%
行政系施設	庁舎等	1	2	4,970.0	0.6%	2.2%
	消防施設	11	11	810.2	7.1%	0.4%
公営住宅	公営住宅	41	637	141,434.5	26.3%	62.7%
公園	公園	1	2	32.9	0.6%	0.0%
供給処理施設	供給処理施設	2	2	57.8	1.3%	0.0%
その他	その他	15	15	1,541.8	9.6%	0.7%
総計		156	826	225,526.0	100.0%	100.0%

※小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しているため、合計が一致しない場合があります。

公共施設の類型別延床面積割合をみると、公営住宅の占める割合が6割（62.7%）となっており、他の施設と比較して特に高くなっています。

次いで、学校教育系施設が16.7%、産業系施設が5.2%を占めています。

図表4 公共施設 類型別延床面積割合



(2) 施設保有量の推移

前期計画策定時（平成 28 年度末）からの施設保有量の推移は、下表のようになります。
 施設数は、産業系施設、高齢福祉施設などの増加により、全体で 5 施設増加しています。
 棟数は公営住宅、学校等の減少、スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設、高齢福祉施設等の増加により、全体で 26 棟減少しています。
 延床面積は、高齢福祉施設、産業系施設、スポーツ施設等の増加によって、全体で 4,926.2 m²増加しています。

図表 5 施設保有量の推移

大分類	中分類	令和 3 年度末			平成 28 年度末			増減		
		施設数	棟数	延床面積 (m ²)	施設数	棟数	延床面積 (m ²)	施設数	棟数	延床面積 (m ²)
町民文化施設	集会施設	34	36	9,766.4	35	37	9,803.7	-1	-1	-37.3
社会教育系施設	図書館	1	2	1,010.0	1	2	1,010.0	0	0	0
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	5	13	3,905.0	5	11	3,372.3	0	2	532.7
	レクリエーション施設・観光施設	2	11	4,263.3	2	9	3,919.0	0	2	344.3
	保養施設	3	4	452.7	3	4	452.7	0	0	0
産業系施設	産業系施設	25	30	11,770.1	24	31	10,641.1	1	-1	1,129.0
学校教育系施設	学校	7	49	35,730.0	7	52	34,949.4	0	-3	780.6
	その他教育施設	1	2	1,877.0	1	2	1,877.0	0	0	0
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2	3	2,030.0	2	3	2,144.6	0	0	-114.6
	幼児・児童施設	1	1	254.0	1	1	188.5	0	0	65.5
保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	5	4,866.7	1	3	2,125.9	2	2	2,740.8
	保健施設	1	1	753.5	1	1	753.9	0	0	0.4
行政系施設	庁舎等	1	2	4,970.0	1	2	4,970.0	0	0	0
	消防施設	11	11	810.2	10	10	479.5	1	1	330.7
公営住宅	公営住宅	41	637	141,434.5	43	670	142,579.8	-2	-33	-1,145.3
公園	公園	1	2	32.9	0	0	0	1	2	32.9
供給処理施設	供給処理施設	2	2	57.8	2	2	57.8	0	0	0
その他	その他	15	15	1,541.8	12	12	1,275.0	3	3	266.8
総計		156	826	225,526.0	151	852	220,599.8	5	-26	4,926.2

※小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数第 1 位までを表記しているため、合計が一致しない場合があります。

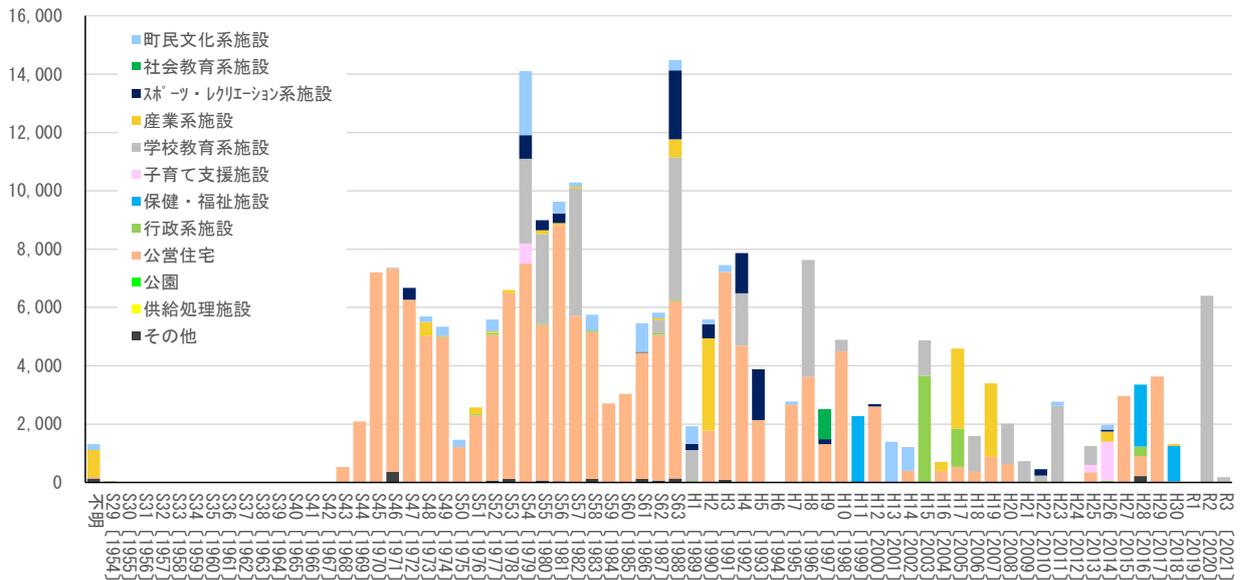
2 公共施設の現況

(1) 年度別整備状況

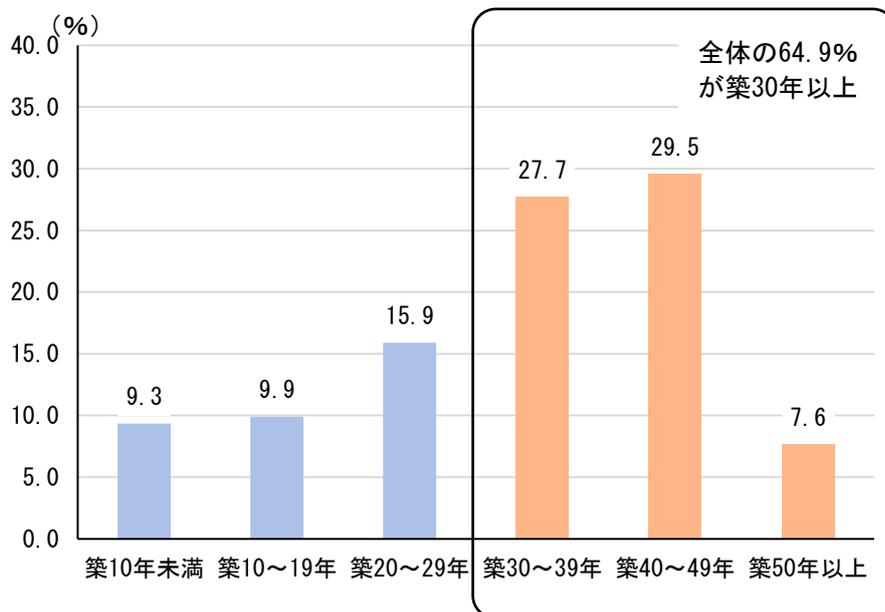
公共施設を建築年別にみると、多くは1970年代（昭和40年代後半）から1980年代（昭和50年代後半）にかけて建てられています。

そのうち、築30年を超える施設（延床面積）は64.9%であり、10年後には8割以上（80.8%）になります。公共施設の老朽化が進行するとともに、今後一斉に大規模改修や建替え等が必要となります。

図表6 公共施設の年度別整備状況



図表7 公共施設 建築経過年数別延床面積割合

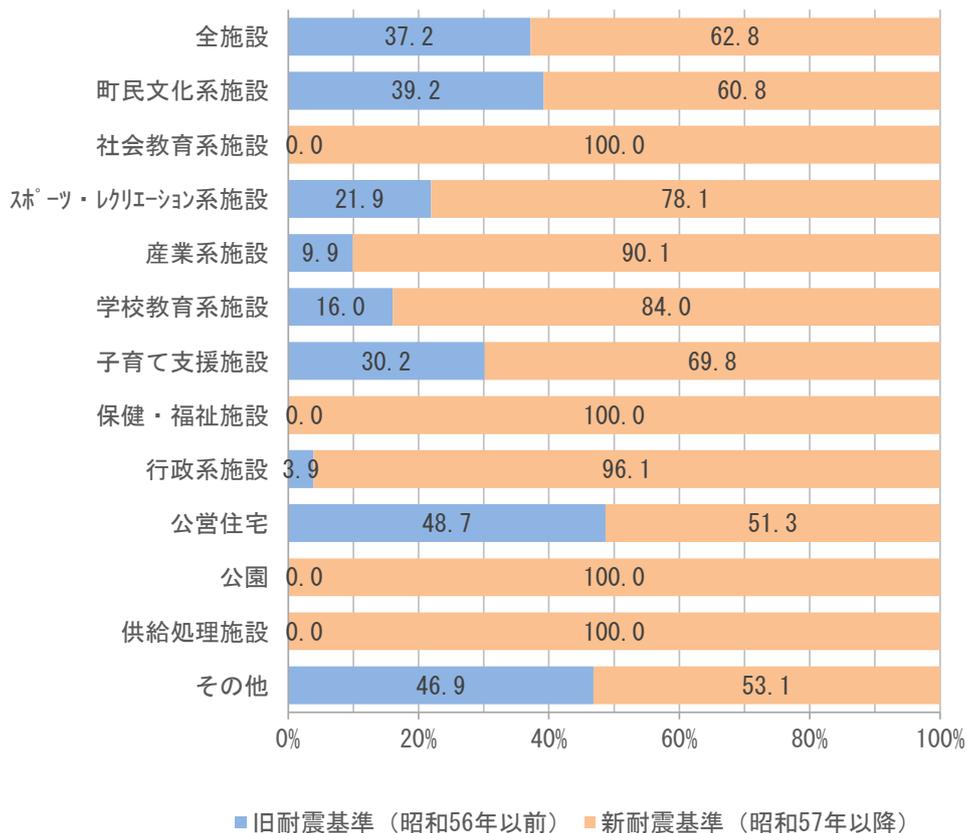


(2) 耐震基準別の類型別延床面積

耐震基準別の延床面積割合をみると、全施設では、旧耐震基準（昭和56年（1981年）以前）の建物（延床面積）が37.2%となっています。

類型別にみると、施設数が最も多い公営住宅は48.7%が旧耐震基準となっており、施設の老朽化が進行しています。

図表 8 公共施設 耐震基準別の延床面積割合

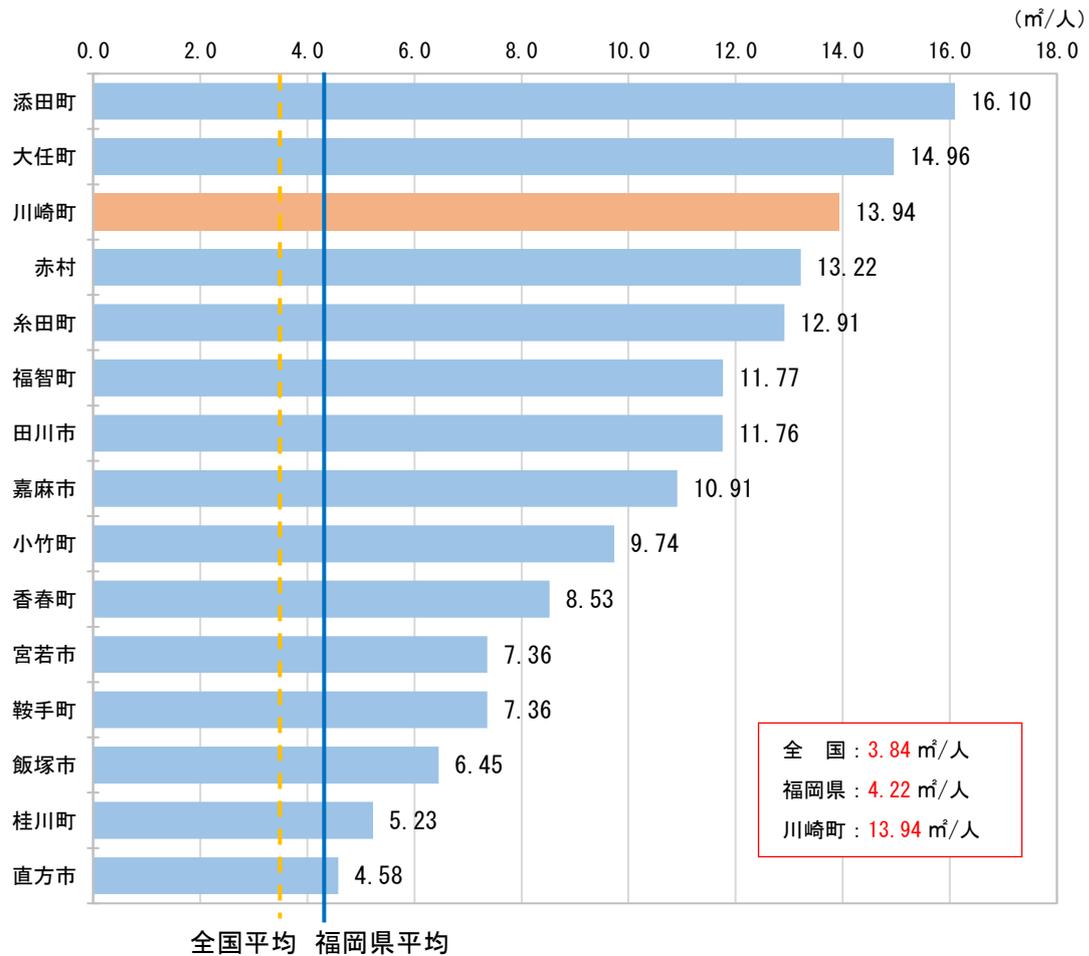


(3) 町民一人当たりの公共施設延床面積の比較

本町の町民一人当たりの延床面積は、13.94 m²となっています。筑豊地区の他市町村と比べても多い保有量となっており、全国及び県平均を大きく上回っています。前期計画策定時の11.89 m²と比較すると、延床面積の増加と人口減少から2.05 m²増加しています。

今後、人口規模に応じた適正な施設保有量について検討が必要です。

図表 9 公共施設 住民一人当たり延床面積の本町と県内他自治体との比較



■ 算定式

- ・住民一人当たり延床面積＝公共施設の延床面積計÷人口（令和3年1月1日住基台帳人口）

■ 比較自治体

- ・比較した自治体は、本町が位置する県内の筑豊地区の構成市町村（川崎町 鞍手町 宮若市 直方市 小竹町 飯塚市 福智町 香春町 糸田町 田川市 桂川町 嘉麻市 大任町 赤村 添田町）です。

資料：総務省 令和2年度 公共施設状況調査

3 インフラ施設の保有状況及び保有量の推移

本町の主なインフラ施設の保有状況及び保有量の推移は、次のとおりとなっています。

インフラ施設は、住民生活や地域の経済活動を支える重要な基盤であり、今後も継続的に利用できるよう整備する必要があります。一方で、維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

図表 10 インフラ施設の保有状況及び保有量の推移

種 別	内 容	施 設 総 量		増 減
		令和4年度 ※	平成28年度 ※	
道 路	実延長	202,321 m	203,735 m	-1,414 m
	改良率	94.2 %	87.7 %	6.5 %
農 道	実延長	30,938 m	1,587 m	29,351 m
林 道	実延長	12,209 m	10,422 m	1,787 m
橋りょう	橋りょう数	131 橋	133 橋	-2 橋
	橋りょう改良率	88.5 %	88.5 %	0 %
上 水 道	管路延長	140,514 m	154,065 m	-13,551 m

(※ 令和4年4月1日、平成28年4月1日)

(1) 道路の保有状況

本町の管理する町道は、実延長 202,321m となっており、前期計画策定時より 1,414m 減少しています。

地域住民の生活道路としてはもとより、産業や観光においても重要なものとなっていますが、幅員が狭い、カーブが多いなどの問題があり、安全面の対策が求められています。

農道に関しては、アスファルト舗装やコンクリート舗装した道路が町内に5本ありますが、舗装等をしていない道路も町内各地に点在しています。

林道に関しては、安宅及び黒木地区に5本存在しています。

なお、農道の維持管理については、原則として地区の受益農業者が、林道については、維持管理・補修ともに町が行っています。

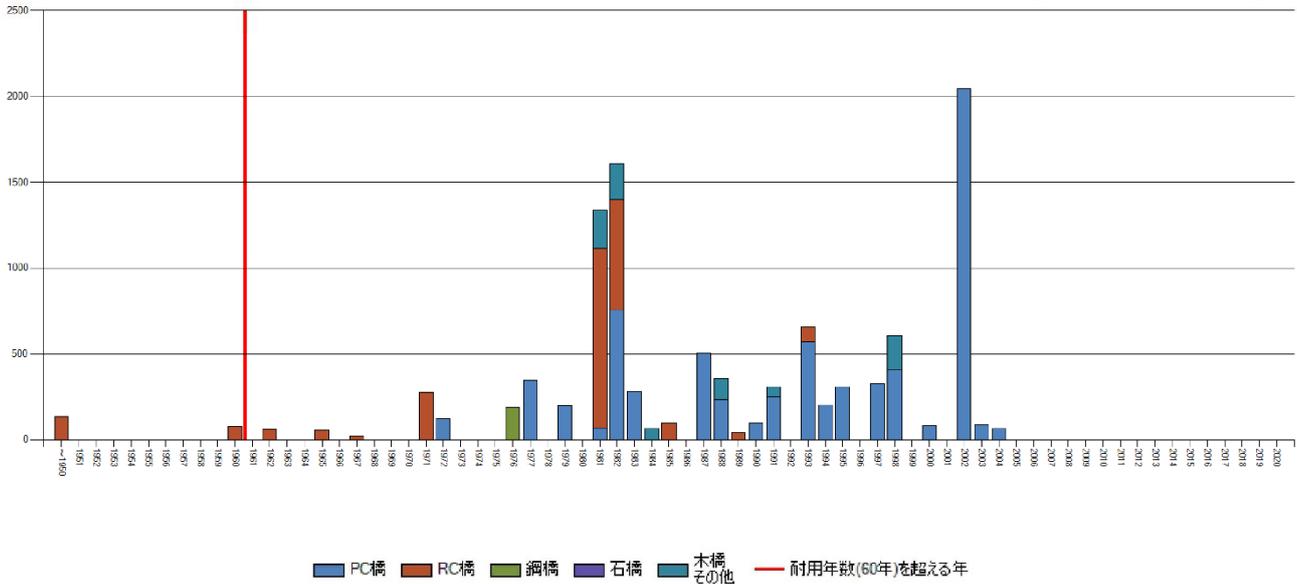
(2) 橋りょうの保有状況

本町が管理する橋りょうは131橋あり、橋りょう改良率は88.5%となっています。前期計画策定時より2橋減少しています。

このうち1980年代(昭和55年から平成元年)に建設された橋りょうは95橋と最も多く、供用年数が30年以上の橋りょうは114橋で全体の87.0%を占めているほか、耐用年数(60年)を超える橋りょうは2橋となっています。

今後、橋りょうの老朽化による安全性の低下、大幅な更新費用の増加が予測されるため、費用を可能な限り縮減し、計画的に長寿命化していくことが不可欠となります。

図表 11 町が管理する橋りょう



(3) 上水道施設の保有状況

本町では、平成 31 年 4 月に周辺 1 市 2 町と水道事業を統合し、田川広域水道企業団による水道水の供給が行われています。

本町が管理している管路総延長は 140,514mあり、前期計画策定時より 13,551m減少しています。

配水管が全体の 9 割以上 (96.7%) を占め、その大部分が昭和 40 年代の拡張事業により布設したものとなっています。

図表 12 町の上水道施設の整備状況

種 別	総 量	構 成 比
導 水 管	3,816 m	2.7 %
送 水 管	830 m	0.6 %
配 水 管	135,868 m	96.7 %
総 延 長 (計)	140,514 m	—

4 過去に行った対策の実績

前回計画を策定した平成 28 年度以降に行った各種施策による公共施設更新の対策は、次のとおりとなっています。

図表 13 公共施設更新対策の実績

除却	H28 年度	給食センター
	H28 年度	豊州団地〔28 戸〕
	H30 年度	大峰団地〔88 戸〕
	R1 年度	西田原団地〔4 戸〕
	R1 年度	三ヶ瀬団地〔4 戸〕
	R2 年度	豊州団地〔14 戸〕
	R3 年度	丸山団地〔4 戸〕
	R3 年度	豊州団地〔24 戸〕
統廃合	R2 年度	川崎中学校開校（川崎・鷹峰・池尻中学校）
建替	H29 年度	大峰団地〔60 戸〕
	H30 年度	豊州団地〔14 戸〕
	H30 年度	総合福祉センター
複合化	R1 年度	総合福祉センター（社会福祉協議会・地域包括支援センター）
	R2 年度	老人福祉センター（社会福祉協議会・子育て支援センター）

5 有形固定資産減価償却率の推移

減価償却は、経年劣化等により価値が下がる建物や機械装置などの資産について、その減少率を反映させる会計処理のことです。

有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）とは、統一的な基準による財務書類において、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、以下の算定式により算出します。

図表 14 有形固定資産減価償却率の算出方法

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

■減価償却費

減価償却費は、固定資産の取得費用の全額をその年の費用とせず、耐用年数に応じて各期に配分した金額のこと。

■減価償却累計額

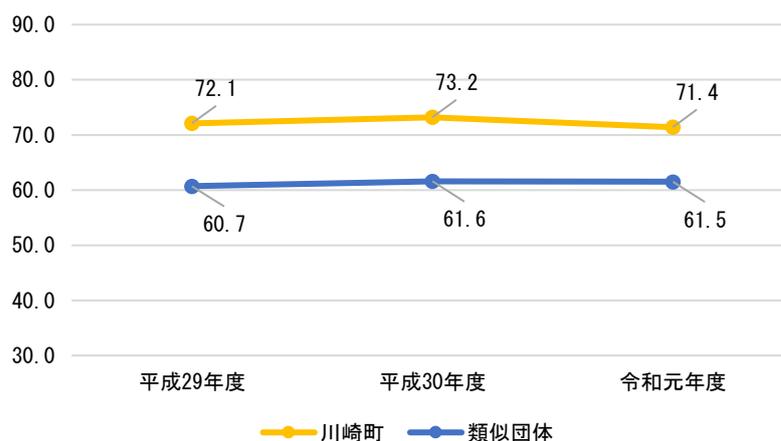
これまでの減価償却費の累計額。減価償却費の累計が多いということは、それだけ資産が老朽化しているといえます。

■有形固定資産減価償却率

保有している有形固定資産の内、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか把握することが可能となる指標。この割合が高いことは、それだけ資産が老朽化しているといえます。

図表 15 有形固定資産減価償却率の推移

(%)



図表 16 有形固定資産減価償却率の推移

	減価償却累計額 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	有形固定資産減価償却率 (%)	
			川崎町	類似団体
令和元年度	43,521	60,987	71.4	61.5
平成30年度	42,671	58,284	73.2	61.6
平成29年度	42,278	58,616	72.1	60.7

資料：統一的な基準による財務書類に関する情報 総務省
 類似団体とは、人口 15,000～20,000 人の町村
 かつ、産業構造 II次、III次計が 80%以上、III次計が 60%以上

図表 17 有形固定資産減価償却率の類似団体等比較

年度	川崎町	類似団体			筑豊地区			
		遠賀町	大刀洗町	築上町	田川市	嘉麻市	添田町	大任町
		令和元年度	71.4	62.7	57.2	59.4	70.9	61.7
平成30年度	73.2	61.1	57.6	58.0	69.7	63.9	59.6	63.0
平成29年度	72.1	61.2	56.0	56.4	68.4	62.3	58.2	64.1

資料：統一的な基準による財務書類に関する情報 総務省
 ※事業用資産・インフラ資産（上下水道除く）・物品を含む

本町の有形固定資産償却率（資産老朽化比率）は、類似団体と比べて高い数値を示しており、今後も老朽化した施設の計画的な更新などが必要とされています。

2-2 人口推移と将来推計

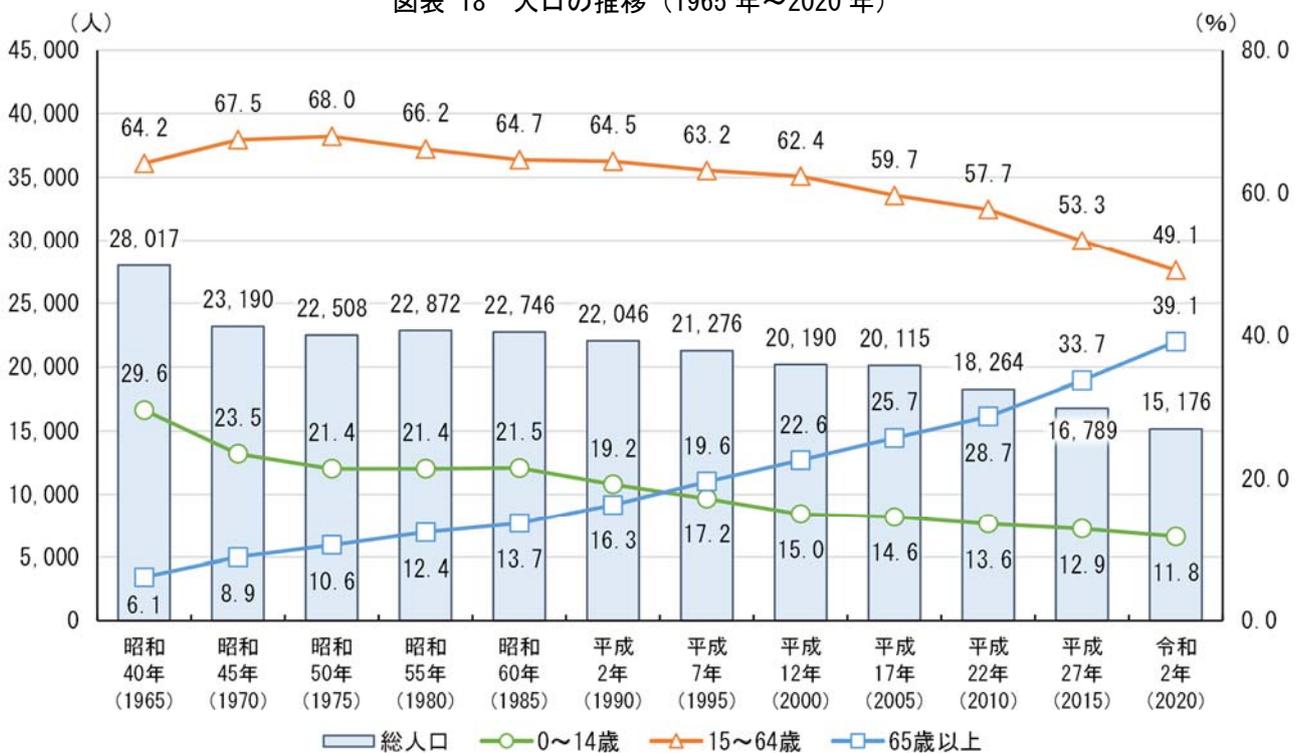
1 人口推移

国勢調査による本町の総人口は、昭和40年（1965年）には28,017人でしたが、石炭産業の衰退に伴う炭鉱の相次ぐ閉山の影響もあり、昭和45年には23,190人にまで激減しました。

その後は、急激な減少はないものの減少傾向が続き、令和2年の国勢調査では15,716人まで落ち込み、昭和40年（1965年）から12,301人、43.9%の減少となっています。

また、65歳以上の人口比率は、平成7年（1995年）より15歳未満の人口比率を上回り、以降も年々上昇しています。令和2年（2020年）では39.1%となっており、全国平均（28.0%）、県平均（27.2%）よりも高い割合となり、人口減少とともに少子高齢化の進行がみられます。

図表 18 人口の推移（1965年～2020年）



(単位：人)

区分	昭和40年 (1965)	昭和45年 (1970)	昭和50年 (1975)	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)
総人口	28,017	23,190	22,508	22,872	22,746	22,046
0～14歳	8,303	5,461	4,811	4,901	4,893	4,238
15～64歳	17,991	15,655	15,314	15,146	14,728	14,221
65歳以上	1,723	2,074	2,383	2,825	3,116	3,587
区分	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
総人口	21,276	20,190	20,115	18,264	16,789	15,176
0～14歳	3,660	3,022	2,945	2,486	2,166	1,787
15～64歳	13,454	12,601	12,000	10,533	8,941	7,456
65歳以上	4,162	4,563	5,170	5,243	5,663	5,932

※総人口は年齢不詳を含みます。

資料：国勢調査

2 将来人口推計

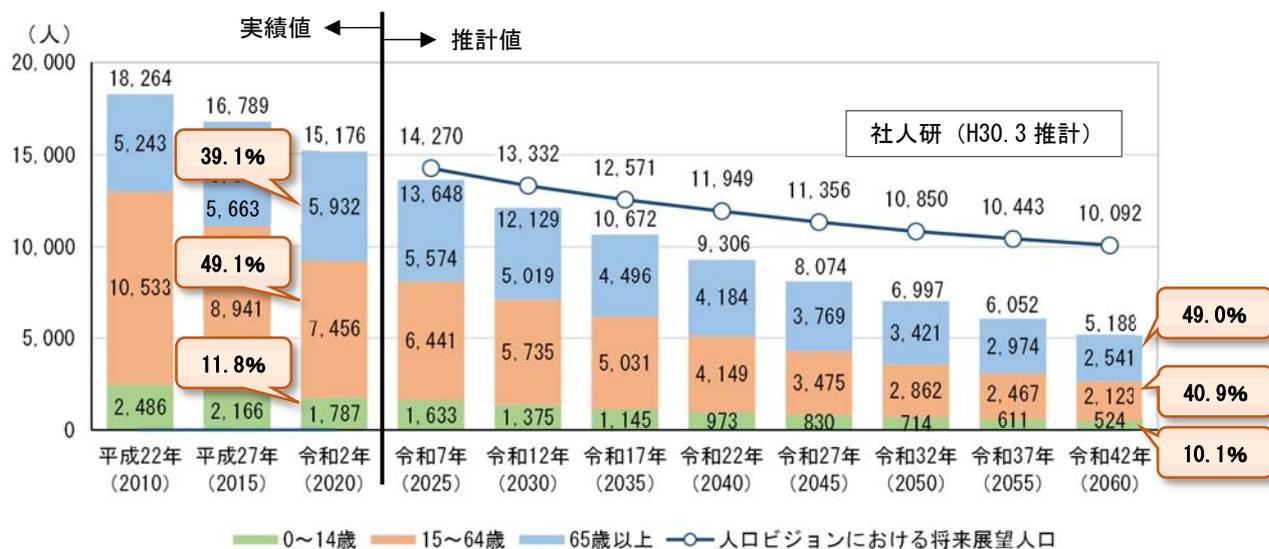
国立社会保障・人口問題研究所がまとめた推計（平成30年3月推計）によれば、本町の人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと考えられます。令和2年（2020年）と比較すると、令和32年（2050年）には半数程度まで減少し、令和42年（2060年）には5,188人（約66%減少）となる見込みです。

令和2年（2020年）から令和42年（2060年）にかけて、各年齢層ともに人口は減少推移となります。人口構成比をみると、65歳以上人口は39.1%から49.0%（9.9ポイントの増）、15～64歳人口が49.1%から40.9%（8.2ポイントの減）、15歳未満人口が11.8%から10.1%（1.7ポイントの減）となり、引き続き少子高齢化が進行する見込みです。

こうした人口減少を加速させる要因としては、少子化に伴う出生数の低下による自然減と若い世代の町外流出による社会減が考えられます。

そのため、平成28年3月に策定された「川崎町人口ビジョン」では、子ども・子育て支援の充実に努め、町民が住み続けたいと思うような魅力あるまちづくりを進めることにより、令和42年（2060年）に10,092人の人口を維持することを目標としています。

図表 19 将来人口推計（2010年～2060年）



2-3 財政推移と将来の見通し

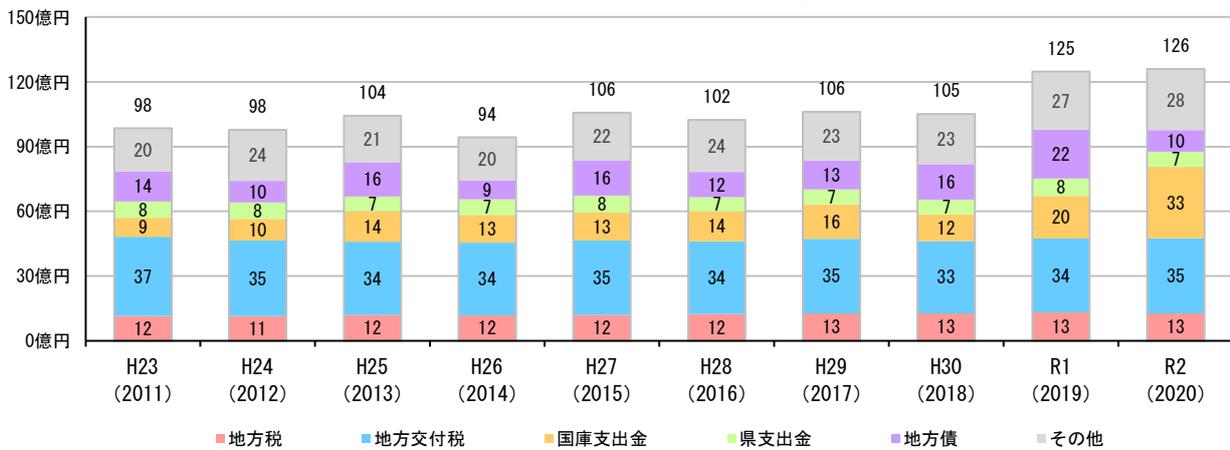
1 歳入

令和2年度（2020年度）の歳入総額（普通会計）は約126億円となっています。

過去の推移をみると、令和元年度、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策関連の国庫支出金が増加していますが、地方税や地方交付税は、ほぼ横ばいに推移しています。

今後は、人口減少が進むこと等により、自主財源である住民税の減少など、歳入確保が年々厳しくなることが見込まれます。

図表 20 歳入の推移（平成23年度（2011）～令和2年度（2020））



資料：川崎町財政状況資料集

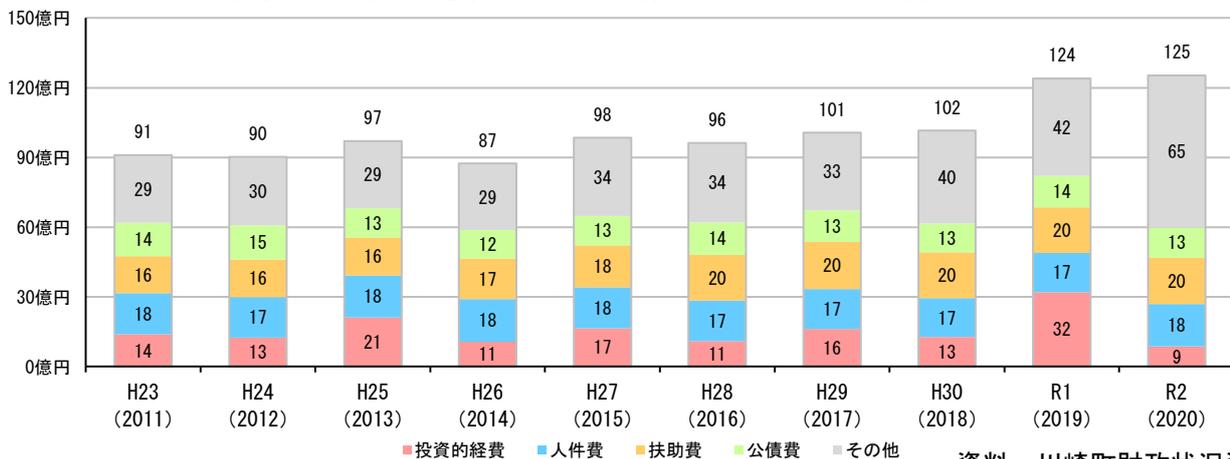
2 歳出

令和2年度（2020年度）の歳出総額（普通会計）は約125億円となっています。

過去の推移をみると、令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策費の支出でその他が増加しましたが、人件費はほぼ横ばいに推移し、扶助費は増加傾向にあり、投資的経費は年度によりばらつきがみられます。

今後は少子高齢化の進行等により、扶助費といった固定的な経費の増加が見込まれます。そのため、今後も厳しい財政運営が懸念されることから、引き続き行財政改革に取り組み、財政運営の安定化、健全化を図っていく必要があります。

図表 21 歳出の推移（平成23年度（2011）～令和2年度（2020））



資料：川崎町財政状況資料集

なお、平成 23 年度（2011 年度）から令和 2 年度（2020 年度）の普通建設事業費は、事業の実施にあわせて増減しており、平均で 15.0 億円となっています。

このうち、公共施設に係る普通建設事業費は平均で 11.1 億円となっています。

図表 22 普通建設事業費の内訳（平成 23 年度（2011）～令和 2 年度（2020））（単位：千円）

	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
普通建設事業費	1,394,400	1,048,366	2,062,623	1,046,571	1,648,002
公共施設に係る 普通建設事業費	1,097,681	623,364	1,453,506	724,626	1,294,085
道路に係る 普通建設事業費	239,120	264,354	269,490	185,623	297,521
橋りょうに係る 普通建設事業費	0	0	0	2,632	41,754
公共施設、道路及 び橋りょうなどに 係る用地取得費	2,876	53,922	286,500	938	2,100
その他	54,723	106,726	53,127	132,752	12,542

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	平成 23- 令和 2 年度 の平均 (億円)
普通建設事業費	1,089,882	1,606,910	1,162,903	3,205,048	845,033	15.0
公共施設に係る 普通建設事業費	740,786	1,206,927	859,583	2,594,054	514,415	11.1
道路に係る 普通建設事業費	294,740	345,399	156,092	277,324	315,394	2.7
橋りょうに係る 普通建設事業費	42,261	41,038	36,334	9,084	5,518	0.2
公共施設、道路及 び橋りょうなどに 係る用地取得費	12,035	13,546	109,639	100,572	8,333	0.6
その他	0	0	1,255	1,854	1,373	0.4

2 インフラ施設

インフラ施設については、今後 40 年間にかかる更新費用総額は 193.1 億円と試算され、1 年当たり 4.8 億円の整備額が必要となる見込みとなりました。

過去 10 年間におけるインフラ施設に係る投資的経費の平均（3.3 億円/年）の約 1.5 倍となり、将来的に経費の不足が見込まれます。

図表 24 インフラ施設の修繕・更新費の見込み

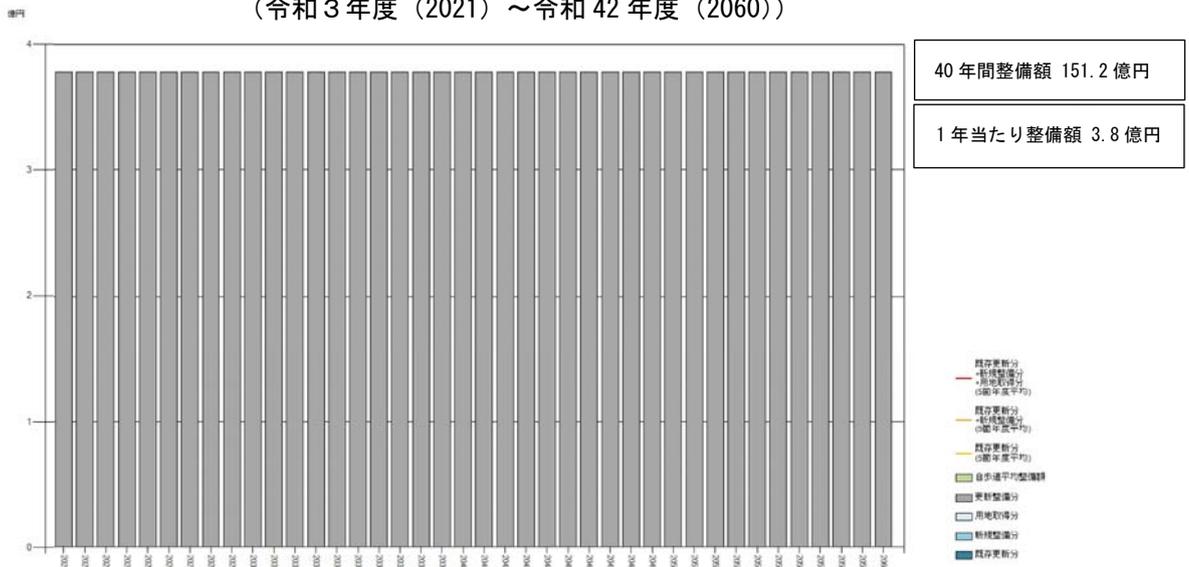
分類	耐用年数 (更新年数)	更新費用の推計 (単位：億円)		過去 10 年間の 投資的経費平均 (単位：億円/ 年)	備 考
		年平均	今後 40 年 間の合計		
道 路	15 年	3.8	151.2	2.78	総面積による更新費用の推計
橋りょう	60 年	0.6	24.8	0.27	川崎町個別施設計画（橋梁） による推計
上 水 道	40 年	0.4	17.1	0.29	管径別年度別延長による将来 の更新費用の推計
全 体 更 新 費 用		4.8	193.1	—	

(1) 道路

道路の更新費用を推計した結果、今後40年間にかかる更新費用総額は151.2億円と試算され、1年当たりの整備額は3.8億円となる見込みとなりました。

また、過去10年間において、道路に係る投資的経費の平均は、既存更新分及び新規整備分を合わせて2.78億円/年となっており、今後、経費の圧縮が必要となります。

図表 25 道路総面積による更新費用の見込み
(令和3年度(2021)～令和42年度(2060))



(2) 橋りょう

「川崎町個別施設計画(橋梁)」(令和5年度)に基づく、予防保全型の修繕対策により、橋梁の今後40年間にかかる更新費用総額は24.8億円と試算され、1年当たり0.6億円と見込まれます。

また、過去10年間において、橋りょうに係る投資的経費の平均は、既存更新分として0.3億円となっています。当面、橋りょうの修繕・更新に係る大規模な経費は発生しない見込みですが、令和13年(2031年)以降、断続的に修繕・更新が必要となり、経費の不足が見込まれます。

(3) 上水道

上水道の更新費用を推計した結果、今後40年間にかかる更新費用総額は17.1億円で、1年当たりの整備額は0.4億円と見込まれます。

また、過去10年間において、上水道に係る投資的経費の平均は、既存更新分及び新規整備分を合わせて0.29億円/年となっており、断続的に修繕・更新が必要となり、経費の不足が見込まれます。

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

3-1 公共施設等の現況や課題に関する基本認識

前述の現況及び将来の見通しを踏まえ、本町の公共施設等の適正な管理に向けて、次のとおり公共施設等の現況や課題に関する基本認識を整理します。

1 施設の保有量：将来人口の推移に対応した施設保有量の適正化

本町の人口は、15歳未満人口と15～64歳人口の割合が低下し、65歳以上人口の割合（高齢化率）が上昇しており、今後も少子化の進行等により、人口減少が見込まれています。

また、本町の町民一人当たりの公共施設保有量は、県内でも上位にあり、全国平均と比べ約3.6倍、県内の他自治体と比べ約3.3倍と大きく上回っています。

このように、町全体の人口は減少に転じている一方で公共施設等の数量は維持されているため、今後は人口規模に応じた保有量を保つために、施設の総量縮減に向けた検討が必要となります。

2 施設の品質維持：計画的な改修・建替え等による維持管理

公共施設等の多くが1970年代（昭和40年代後半）から1980年代（昭和50年代後半）にかけて建設されており、築30年を超える公共施設が全体の64.9%（延床面積割合）を占めています。

今後は、施設の品質を適正に保つために大規模な改修・更新が必要となります。現状では、今後10年間に集中することが見込まれます。特に保有割合（施設数・延床面積割合）の高い公営住宅への対応は急務となっています。

また、本町が保有している公共施設のうち、旧耐震基準（昭和56年（1981年）以前）の建物が全体の37.2%（延床面積割合）を占めており、耐震改修促進計画に基づく適切な対応が必要となります。

施設の安全性の確保や利便性、利用状況等の視点から、全庁的に施設に関する情報を共有し、計画的な維持管理が求められます。

3 維持・更新に向けた財源確保：改修・建替え費用の抑制・機能・サービスの維持

少子化等に伴う生産年齢人口の減少が続き、町税の減収が続く反面、高齢化に伴う社会保障費は増加することが予想されます。

また、今後多くの公共施設が随時更新時期を迎え、改修・更新にかかる将来コストが増大し、町の財政、行政サービス（機能維持）に重大な影響を及ぼすことが見込まれるため、長期的な視点から更新時期が集中する前に、財源確保や改修・建替え費用の抑制及び時期の分散等により、財政負担の平準化を図る取り組みが求められます。

また、単に施設の総量縮減や維持管理コストの低減によって対処するのではなく、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行います。施設運営に関しては、民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）の推進のほか、エネルギーコストの削減や受益者負担の適正化、広域連携等も視野に入れながら、より効率的な運営に取り組む必要があります。

一方、公共施設の利用状況では、施設によって利用者の固定化がみられることから、今後は、施設の立地や特性等を踏まえつつ、多様な使い方ができる環境や仕組みが求められます。

そのため、住民ニーズに対応した活用方法や利用内容について、住民とともに検討するほか、建替えや更新に合わせて、新たな施設利用ニーズに対応した機能を確保するなど、有効活用を進めることが求められます。

以上の基本認識から、人口減少や住民ニーズ等の変化に応じて、公共施設等の総量の適正化（削減）を検討することが必要であり、さらには限られた財源の中で公共施設等の維持・更新を実施し、住民が安心・安全に利用できるよう努めることが必要となります。

3-2 公共施設等の管理に関する基本的な方向性

公共施設等の現況や課題に関する基本認識を踏まえ、将来を見据えた最適な公共サービスの提供及び公共施設等の総合的かつ計画的な管理をめざして、次の視点を公共施設等の管理に関する基本的な方向性として取り組むこととします。

1 公共施設

(1) 施設保有総量の縮減による適正化

公共施設の総量縮減を踏まえた検討を図り、公共施設等の質や量、配置、財政面等から、施設保有総量の縮減に努めます。

(2) 施設等の長寿命化・効率・効果的な活用

人口減少や少子高齢社会に対応した持続可能なまちづくりに向けて、施設の効率的な管理・運営とともに、施設の長寿命化を図ります。

また、既存施設の集約化や複合化、長寿命化等、「新しく造ること」から「賢く使うこと」へと価値観を転換することによって、利用率の低い施設の用途変更や余剰スペースへの機能移転を進めるなど、既存施設の有効活用を図ります。

(3) 総合的かつ計画的な管理による公共サービス機能の維持・財源の確保

中長期的な視点に立った公共施設等の総合的かつ計画的な管理（＝マネジメント）に積極的に取り組み、事務の効率化や維持管理コストの縮減に努めます。

また、公共サービスの民間代替性を考慮し、安全性や利便性といった公共サービス機能の維持を図るとともに、財政負担の軽減に取り組めます。

2 インフラ施設

(1) 長寿命化・適切な維持管理による計画的な施設整備・将来費用の抑制

これまで整備してきたインフラ施設を、計画的に点検、修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とし、計画的な施設整備に努めます。

また、現在各施設において取り組みを進めている長寿命化をはじめ、既存施設の管理手法の見直しを図り、将来費用の抑制に努めます。

3-3 公共施設等の管理に関する基本方針

本町の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を次のとおり示します。

1 点検・診断等の実施方針

- ◎ 情報の一元化・有効活用：（公共施設・インフラ施設）
- ◎ 定期的な点検・診断の実施：（公共施設・インフラ施設）

点検・診断等の実施にあたっては、日常点検と定期・臨時点検を実施し、その点検履歴を情報として蓄積し、老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有できるよう、統一かつ一元的に管理する仕組みを構築します。

また、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、点検や劣化診断を実施します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ◎ マネジメントサイクルの構築：（公共施設・インフラ施設）
- ◎ 財源の確保・平準化：（公共施設・インフラ施設）
- ◎ 使いやすい施設に向けた検討：（公共施設・インフラ施設）

維持管理・修繕・更新等にあたっては、点検・診断により得られた劣化状況や修繕履歴等を計画や設計に反映し、適切な維持管理・修繕・更新等を繰り返すマネジメントサイクルを構築します。また、施設の重要性や劣化状況等を踏まえて、維持管理・修繕・更新等の優先度を評価し、計画的なマネジメントに取り組みます。

また、維持管理・修繕・更新等を確実に実施していくため、国・県の補助制度やPFI等による民間事業者の資金やノウハウの活用、施設使用料の適正化などの検討を図り、財源確保及び平準化に努めます。

さらに、ライフサイクルコストを最小化するため、省力・低コストの管理を可能とする構造や素材の採用を検討し、光熱水費など維持管理にかかるトータルコストの縮減・平準化に努めます。

維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積し、既に策定済みの長寿命化計画をはじめ、実施計画等に基づき、維持管理・修繕・更新等を実施します。

なお、施設の修繕・更新を行う際は、将来のまちづくりとの整合を図りながら、安全性・利便性等、サービスの維持、施設の統合や複合化に向けた検討を行います。

3 安全確保の実施方針

- ◎ 公共施設等の状況把握による安全確保：（公共施設・インフラ施設）
- ◎ 耐震化の実施：（公共施設・インフラ施設）

施設の安全確保に向けて、各種点検・診断等により得られた点検履歴や蓄積情報を活かし、

危険性が高いと認められた公共施設等については、施設の利用、効率等を踏まえ、速やかに安全確保を図ります。

特に老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全性の確保を行います。

4 耐震化の実施方針

◎ 耐震化の実施：（公共施設・インフラ施設）

公共施設等の平常時の安全だけでなく、災害応急活動に必要な施設や利用者が多い施設、避難所等で、特に耐震安全性の確保が必要な施設については、早期に耐震診断・耐震改修を実施します。

特に道路や橋りょう等のインフラ施設は、地震等の災害による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、優先的な耐震化とともに、必要な安全対策を実施します。

5 長寿命化の実施方針

◎ 予防保全による長寿命化：（公共施設・インフラ施設）

◎ 長寿命化計画等による維持管理・更新の推進：（公共施設・インフラ施設）

施設の長寿命化にあたっては、公共施設等の老朽化に伴って不具合が発生する前に対応を講ずる「予防保全」を実施するとともに、新技術の導入や新制度の活用により推進します。

施設に対し、築後 20 年周期で中規模な改修工事や修繕を適切に行うことで、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保ち、その後、築後 50 年前後で長寿命化改修を行い、80 年程度までの使用を目指します。

6 ユニバーサルデザイン化の実施方針

◎ 公共施設等のユニバーサルデザイン化：（公共施設・インフラ施設）

ユニバーサルデザインは、施設利用者の性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい都市や建築、生活環境をデザインする考え方です。

平成 17 年に「ユニバーサルデザイン大綱」、平成 20 年に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が決定され、国として施策が推進されています。

住民のニーズを踏まえた上で、公共施設等の改修、建替え等を行う際には、誰もが利用しやすい施設となるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

7 脱炭素化の推進方針

◎ 公共施設等の再生可能エネルギーの導入、省エネルギー型設備等の導入：（公共施設）

◎ 環境負荷の少ない施工、既存建築物の省エネ性能の向上：（公共施設）

国は令和 3 年（2023 年）10 月に地球温暖化対策計画を策定し、令和 10 年度（2030 年度）

に温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指としています。

本町では、「川崎町地域新エネルギービジョン策定等事業報告書」に基づき国の目標に向けて、これまでに省エネルギー型照明・空調設備等の導入を実施しており、更に、太陽光発電等の再生可能エネルギーや雨水利用施設の導入、環境負荷の少ない施工、既存の建築物の省エネ性能の向上を図ります。

8 統合や廃止の推進方針

- ◎ 施設の再編の検討・新規施設整備の抑制：（公共施設）
- ◎ サービスの提供場所の見直し：（公共施設）
- ◎ 売却・取り壊し等による財源確保：（公共施設）

施設の統合や廃止にあたっては、人口の推移や財政状況を考慮し、公共施設（機能）の集約、廃止、複合化を進めるため、全庁的な観点から十分な検証を行い、本町の将来を見据えた公共施設の再編、有効活用を進めます。

その際、サービスの利用圏域や交通アクセス、関連施設との位置関係を検証し、住民の利便性やまちづくりとして最適な配置を検討します。

また、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用、近隣自治体との連携等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減をめざします。

なお、統合・廃止等により余剰となった施設については、優先順位を付けて順次売却や取り壊し等を行い、安全性の確保や景観の確保及び事業費等の削減、財源確保に努めます。

9 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ◎ 全庁的な推進体制
- ◎ 情報管理・共有方策
- ◎ 個別施設計画の策定及び改訂

本計画の対象は、本町が保有するすべての公共施設等に及ぶため、全庁的な体制で総合的かつ計画的な管理を行います。

所管課は、施設の点検、修繕等の情報を提供し、一元的に整理されたデータを共有します。

公共施設、インフラ施設の個別施設計画は、インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準に準拠して、策定及び必要に応じた改訂等を行います。

10 PDCAサイクルの推進方針

- ◎ 中長期的な財政見込と連動した実効性の高いマネジメント
- ◎ PDCAサイクルによる計画の推進

本計画は、公共施設等の適正化等を図るうえで、中長期的な財政見込と連動した実効性の高いマネジメントが求められます。

PDCAサイクルにより、計画の実施状況とそれに伴う効果等の検証、改善案の検討を行い、施設の利用需要や人口動態、社会状況等に合わせ、順次必要な見直しを行います。

3-4 公共施設等の管理に関する基本目標

1 公共施設の管理に関する目標値の検討

(1) 公共施設において今後必要となる更新費用について（仮定値）

今後40年間に必要と見込まれる整備額（935.5億円）に対し、過去10年間における公共施設に係る普通建設事業費の平均（11.1億円/年）を今後も公共施設の更新に充てられると仮定すると、100%更新した場合の不足額は年平均12.3億円となります。

今後の公共施設更新量を100%から50%までの10%刻みとした場合の不足額は次のようになります。

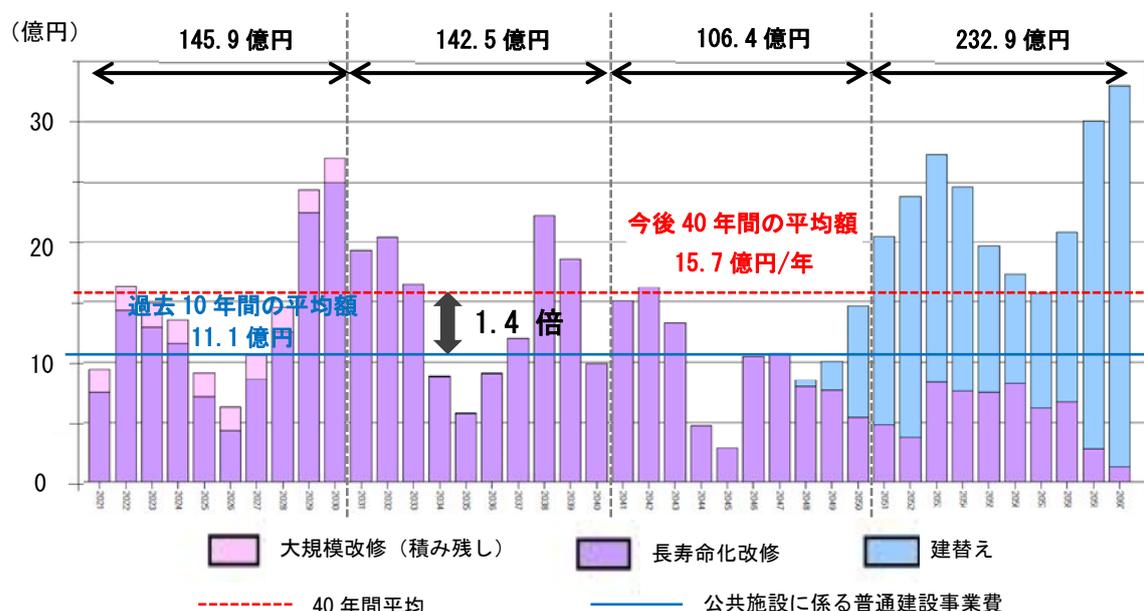
図表 26 公共施設における更新費用の見込み額

公共施設更新量	更新費用の合計	今後40年間の平均額 (A)	差引による不足額 (A) -11.1億円
100%更新した場合	935.5	23.4	12.3
90%更新した場合	842.0	21.0	9.9
80%更新した場合	748.4	18.7	7.6
70%更新した場合	654.9	16.4	5.3
60%更新した場合	561.3	14.0	2.9
50%更新した場合	467.8	11.7	0.6
財政負担を維持する場合 (47.5%)	444.0	11.1	0.0

上記の結果からも、公共施設の管理にあたっては予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図りながら、建替え時の人口や財政状況を考慮し、計画的な施設の縮減を図ることが求められます。

基本方針を踏まえ、建替え更新周期を80年、長寿命化改修周期を50年とし、施設の長寿命化を図る場合、今後40年間に必要と見込まれる整備額は627.7億円、年平均では15.7億円となります。

図表 27 公共施設における更新費用の見込み額
(令和3年度(2021)～令和42年度(2060))



資料：公共施設更新費用試算ソフト

また、長寿命化を図り、改修・建替え費用の負担を軽減した場合でも、今後40年間で必要となる更新費用は、過去10年間における公共施設に係る普通建設事業費（11.1億円/年）に比べ、約1.4倍、年間約4.6億円不足すると見込まれます。

（2）公共施設総量縮減目標のシミュレーション

前項までの結果から、公共施設の管理にあたっては予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図りながら、人口規模や財政状況を考慮した施設の縮減を図る必要があります。

将来における施設保有量については、「長寿命化を前提とした場合（ケース1）」、「将来人口の見通しを前提とした場合（ケース2）」を勘案して、延床面積ベースの目標値を設定します。

（ケース1）：建替え周期を80年、長寿命化改修周期を50年として施設を縮減する場合

➡ 計画期間40年間で約14.7%の削減が必要です。

[削減率の設定]

- ◆ 今後40年間にかかる費用：年平均15.7億円 . . . a
- ◆ 過去5年間における公共施設に係る普通建設事業費の平均：約11.1億円 . . . b

■ 算定式：

$$100\% - (11.1 \text{ 億円/年 (a)} \div 15.7 \text{ 億円/年 (b)}) = \text{約 } 29.3\% \text{ の削減が必要}$$

$$(29.3\% \div 80 \text{ 年 (更新周期)}) \times 40 \text{ 年 (推計期間)} = \text{約 } 14.7\% \text{ の削減が必要}$$

公共施設の改修・建替え費用を、過去5年間における公共施設の普通建設事業費の平均（約11.1億円）に収めるには、約29.3%を削減する必要があります。

更新周期である80年間で実施するとした場合、計画期間40年間では約14.7%削減する必要があります。

（ケース2）：人口減少に即した削減

➡ 計画期間40年間で約33.5%の削減が必要です。

[削減率の設定]

- ◆ 令和2年（2020年）人口（令和2年国勢調査確定値）：15,176人 . . . a
- ◆ 令和42年（2060年）人口（人口ビジョンにおける将来展望人口）：10,092人 . . . b
- ◆ 人口減少率：約33.5% $(b-a) / a \times 100$

令和2年（2020年）の人口と「川崎町人口ビジョン」における令和2年（2060年）の将来展望人口を比べると、約33.5%減少することが見込まれます。

人口減少に即した施設の総量（延床面積）縮減の観点から、計画期間における人口減少率を公共施設の総量縮減目標とした場合、計画期間40年間では約33.5%削減する必要があります。

2 公共施設等の管理に関する目標

(1) 公共施設

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、住民一人当たりが負担する施設の維持・更新費は現在以上に増加することになります。

住民一人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、財政規模や人口の減少に見合った施設の総量（延床面積）に縮減する必要があります。

また、更新費用は、現在の公共建築物への普通建設費が今後も同水準で確保できる条件で試算していますが、将来的にはインフラ資産にかかる投資的経費の増大や少子高齢化による扶助費の増大に伴い、現在の財政規模を抑える必要性も考えられます。

以上のことから、前項までのシミュレーション結果を踏まえ、効率的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進していくため、本町では以下の目標を設定します。

本町が保有する公共施設保有総量（延床面積）を、計画期間 40 年間ににおいて約 30%以上縮減することを目標とします。

なお、目標値は、今後の財政収支や社会情勢の変化等に応じて 10 年程度で適宜見直しを行います。

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上水道管の総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設を、計画的に点検・修繕・更新していくことに重点をおき、業務の見直しによる管理費の縮減を基本とします。

第4章 類型ごとの管理に関する基本方針

4-1 町民文化施設

1 施設の現状

町が保有する町民文化施設は34施設、36棟あり、このうち延床面積1,000㎡以上の施設は「川崎町コミュニティセンター」、「川崎町民会館」の2施設となっています。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は約1,330万円となっており、前期と比較して2,220万円減少しています。運営費は約1,140万円となっており、前期と比較して140万円増加しています。

2 今後の方針

（1）集会所

各地区にある集会所は、地域活動の拠点であり、多くは災害時の避難所に指定されていることから施設を維持していくことが望まれます。一方、人口減少等に伴う利用者の減少や固定化、施設の老朽化等により、今後維持管理の困難な施設が生じることも想定されます。そのため、計画的に施設の維持管理や必要な修繕を実施し、安全確保に努めます。

また、稼働率が低い、あるいは老朽化が著しい施設については、利用状況や地域意向、人口動向、自治会組織の再編成等を踏まえた上で、地域住民との協議を進め、施設間での集約化や他の公共施設との集約化・複合化、地域による維持管理について検討します。

（2）文化施設等

町内の文化施設は住民の交流や生涯学習、文化振興の中心施設であり、社会教育、社会体育、レクリエーション等、複合的な機能を有しており、継続的に点検・修繕を行い、点検履歴を情報として蓄積し、必要に応じた診断等を行うことで、施設の安全確保や長寿命化を図ります。

特に改修や建替えに伴い、大規模な財政負担が見込まれる施設については、適切な管理を行い、必要な修繕を実施していくとともに、他の公共施設との集約化・複合化について検討します。

また、総コスト縮減に向けて、住民のさらなる利活用の促進を図るとともに、事務の効率化や省エネルギー化、指定管理者制度の導入、職員の適正配置等を含めた管理運営面での総合的な見直しを進めます。

4-2 社会教育系施設

1 施設の現状

町が保有する社会教育系施設は、図書館 1 施設、2 棟となっています。

令和元年度（2019 年度）から令和 3 年度（2021 年度）における年平均の維持管理費は約 3,490 万円となっており、前期と比較して 2,210 万円増加しています。

2 今後の方針

図書館は、町における社会教育の中心施設であるため、今後も継続的な利活用に向けて、継続的に点検・修繕を行い、点検履歴を情報として蓄積し、必要に応じた診断等を行うことにより、施設の長寿命化、コストの削減に努めます。

また、施設の効果的な運営や利活用につながるよう、省エネルギー化や施設の機能拡大等について検討を進めます。

4-3 スポーツ・レクリエーション系施設

1 施設の現状

町が保有するスポーツ・レクリエーション系施設は10施設、28棟あり、このうち延床面積1,000㎡以上の施設は「川崎町B&G海洋センター」、「安宅交流センター」、「大峰ふれあいセンター」の3施設となっています。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は約2,870万円となっており、前期と比較して770万円増加しています。運営費は約1,440万円となっており、前期と比較して360万円減少しています。

2 今後の方針

（1）スポーツ施設

町内のスポーツ施設は、住民の健康増進、体力向上などを目的とした多様なスポーツ活動の推進を図る施設として活用されており、今後もスポーツに親しみ「健康づくり」に取り組めるよう、利用者の安全確保に向けて定期的な点検等を行うとともに、適切な改修や修繕等を行い、継続的な利活用を図ります。

また、「第2次川崎町総合戦略」に基づく取り組みとして、スポーツ合宿の受け入れ体制の強化に向けて、必要施設の維持及び有効活用を図ります。

さらに、スポーツ活動の内容によっては団体等が減少している背景を踏まえ、改修や建替えに伴う投資的負担が大きい施設については、利用状況を精査し、より効果的な活用ができるよう、運営コストの低減や施設の利活用、運営方法について検討します。

（2）レクリエーション施設・観光施設・保養施設

レクリエーション施設・観光施設・保養施設については、町内における地域間交流、観光の拠点であることを踏まえ、町内外から親しまれる施設として、魅力ある体験型イベントの拡大、新たな付加機能の創出等により、利用者増大を図ります。

また、今後も地域活性化に向け継続的に活用することを前提に適切な改修や修繕等を行い、安全性の確保や長寿命化を図ります。

一方で、「戸谷自然ふれあいの森」内のキャンプ施設は、民間企業へ貸与しており、周辺地域の活性化に結び付いています。

4-4 産業系施設

1 施設の現状

町が保有する産業系施設は25施設、30棟あり、このうち「川崎町醸造酢加工施設」、「川崎町食肉加工施設」については、民間と賃貸借契約を締結し、民間において維持管理を行っています。

また、「川崎町農産物直売所」、「川崎町農産物加工所」は、指定管理による運営が行われています。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は約1,010万円、運営費は約630万円となっており、維持管理費は前期と比較して980万円増加しています。

2 今後の方針

町内の産業系施設については、地域経済の活性化や雇用促進、新たな産業振興を目的としていることから、町における今後の産業振興施策を踏まえ、施設の必要性を精査します。

特に、本町においては、令和8年度を目標に「道の駅」が整備中であり、事業の推進及び事業費の確保が求められます。

その他必要とされる既存の施設については、継続的に点検・修繕を行い、点検履歴を情報として蓄積し、必要に応じた診断等を行うことにより、施設の長寿命化、コストの削減化を図ります。

また、現在民間との賃貸借契約を締結している施設については、契約期間満了後の売却を含めた検討を行います。

その他、管理運営面では、指定管理や民間事業者等による維持管理を継続し、引き続きコスト削減に努めます。

4-5 学校教育系施設

1 施設の現状

町が保有する学校教育系施設は8施設、51棟あります。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は、約20,030万円となっており、前期と比較して15,000万円増加しています。運営費は約1,440万円となっており、前期と比較して9,100万円減少しています。

2 今後の方針

（1）学校

小中学校は、学習・教育の場であるとともに地域コミュニティの拠点となることから、児童生徒の安全を第一に考え、必要に応じた施設改修・修繕を行います。また、学校施設を核とした他のコミュニティ活動の受け皿となるよう利活用を図ります。

中学校は、令和2年度に統廃合により整備されており、適正な維持管理に努めるとともに、小学校は、児童数の推移を踏まえながら、よりよい教育環境の提供、定住魅力の向上を視点に、適正規模を確保します。

（2）その他教育施設（学校給食センター）

学校給食センターは、学校施設の規模や整備、統合等による配置の動向を踏まえ、必要に応じた施設改修・修繕を行うほか、大規模な改修の際は、学校施設に応じた施設の適正規模を確保します。

4-6 子育て支援施設

1 施設の現状

町が保有する子育て支援施設は3施設、4棟あります。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は約1,350万円となっており、前期と比較して14,040万円減少しています。運営費は約1,670万円となっており、前期と比較して10,470万円減少しています。

2 今後の方針

(1) 幼保・こども園

地域における子育て支援拠点として、施設の有効活用を図るとともに、施設の安全を確保し、必要に応じた改修・修繕を計画的に行います。

また、子育て家庭の多様なニーズを踏まえ、施設における保育事業の実施について検討するとともに、サービス需要に応じた運営方式や保育環境の整備を行います。

(2) 幼児・児童施設

「子育て支援センター」は、令和2年度に「老人福祉センター」に複合化して整備されています。

放課後児童クラブは、子どもにとって放課後の重要な居場所のため、引き続き施設を維持するとともに、施設の安全を確保します。さらに、必要に応じた改修・修繕を計画的に行うとともに、学校施設の活用（余裕教室の活用など）も含め、効率的かつ効果的な施設活用方法についても併せて検討を図ります。

4-7 保健・福祉施設

1 施設の現状

町が保有する保健・福祉施設は4施設、6棟あり、このうち延床面積1,000㎡以上の施設は「川崎町立愛光園老人ホーム」、「川崎町老人福祉センター」、「川崎町総合福祉センター」の3施設となっています。

「川崎町老人福祉センター」、「川崎町総合福祉センター」は、社会福祉法人 川崎町社会福祉協議会が所有している施設です。

「川崎町総合福祉センター」は、令和元年度に「地域包括支援センター」と複合化して整備され、「川崎町老人福祉センター」は、令和2年度に「子育て支援センター」と複合化して整備されています。今後、予防保全型の修繕や計画的な更新を行うことにより、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は約3,560万円となっており、前期と比較して21,100万円減少しています。運営費は約2,130万円となっており、前期と比較して9,190万円減少しています。

2 今後の方針

（1）高齢福祉施設

高齢福祉施設については、利用者の安全を確保するとともに、継続的に点検・修繕を行い、点検履歴を情報として蓄積し、必要に応じた診断等を行うことにより、施設の長寿命化、コストの削減に取り組みます。

また、指定管理者制度等の運営についても今後の検討課題とします。

（2）保健施設

保健施設については、健康づくりや生きがいづくりの場として、より多くの住民が利用して交流できるよう、施設の多目的な利活用や活動内容等、ソフト面での充実に向けて、業務委託による運営等、今後の管理・運営方法についても併せて検討を進め、利用促進とともに維持管理コストの削減に努めます。

また、利用者の安全な利用に向けて継続的に点検・修繕を行い、施設の長寿命化やコストの削減を図るとともに、建替えや大規模改修が必要となる際には、他の施設との統廃合を含めた検討を行います。

4-8 行政系施設

1 施設の現状

町が保有する行政系施設は12施設、13棟あり、このうち延床面積1,000㎡以上の施設は「役場庁舎」、「防災センター」の2施設となっています。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は約4,960万円、運営費は約560万円となっており、維持管理費は前期と比較して1,460万円増加しています。

2 今後の方針

(1) 庁舎等

「役場庁舎」については、災害時の対策本部となることもあり、継続的に活用していくこととし、住民サービスの質的な維持向上等に向けて、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、可能な限り施設の長寿命化を図ります。

また、総コスト縮減に向けて、事務の効率化や業務の一部委託、職員の適正配置等を含めた総合的な見直しを進めます。

「防災センター」は、防災拠点として平成29年度に整備されています。適切に維持管理を行います。

(2) 消防施設

消防団による分団格納庫は、災害時等にその機能を果たせるよう、随時点検を行い、適切な維持管理を進めるとともに、計画的な改修により、施設の長寿命化を進めます。

また、老朽化が著しく進行した施設については、地域の将来人口等を見据え、効率的な消防団運営を行えるよう検討します。

4-9 公営住宅

1 施設の現状

町が保有する公営住宅は 41 施設、637 棟あり、団地数は公共施設全体の 26.3%、延床面積では 62.7%を占めています。

建築年代では、旧耐震基準（昭和 56 年（1981 年）以前）の建物が、延床面積で公営住宅全体の 48.7%を占めています。

また、令和 2 年度（2020 年度）における入居率は 79.0%であり、平成 27 年度（2015 年度）より 13.2 ポイント減少しています。

令和元年度（2019 年度）から令和 3 年度（2021 年度）における年平均の維持管理費は約 19,160 万円、運営費は約 110 万円となっています。

2 今後の方針

公営住宅については、入居者が安全安心な生活ができるよう、定期的に必要な点検・診断や早期に修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理、長寿命化に努めます。

また、令和 2 年度に策定された「川崎町営住宅長寿命化計画」に基づく必要な保有量を確保するとともに、老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊しや建替え、修繕を実施し、良質な住宅ストックの形成を図ります。

その際、入居率の低下が著しく進んだ住宅については廃止を検討するほか、入居者意向を踏まえ、公営住宅間の集約化・統廃合を進めます。

その他、公営住宅の有効活用にあたっては、「第 2 次川崎町総合戦略」に基づき、移住者の住宅確保のほか、公共施設等の利用促進に向けて、民間活力の導入を含めた検討を進めます。

4-10 供給処理施設

1 施設の現状

町が保有する供給処理施設は2施設、2棟となっています。

2 今後の方針

各供給処理施設の目的や用途、将来的な必要性を勘案し、統合や廃止、管理手法を施設ごとに検討し、適切な維持管理、運営に努めます。

今後も継続的に使用する施設については、継続性や建物の安全性を確保するため、計画的に施設の点検・診断を行います。修繕や更新が必要な場合は、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を実施し、長寿命化に向けた維持管理を進めます。

4-11 その他

1 施設の現状

町が保有するその他施設には「納骨堂」、「トイレ」等が、15施設、15棟あります。

令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）における年平均の維持管理費は約20万円となっています。

2 今後の方針

（1）その他施設

施設の将来的な利用ニーズを踏まえ、各施設の点検・診断を行い、状況を把握するとともに、今後も維持していく施設は、継続性や建物の安全性を確保するため、老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

また、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、維持管理コストの削減を図ります。

老朽化が著しい施設については、安全性の確保を前提に検討を行います。取り壊す施設については、跡地の有効利用等の検討を併せて進めます。

4-12 道路

1 施設の現状

本町における町道の総延長は約 202,321m、道路面積（道路部）は 1,206,489 m²です。

道路は、住民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路整備の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

2 今後の方針

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」等を踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施し、維持管理コストの縮減を図ります。

また、交通の安全性を高めるため、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況を把握するとともに、点検結果や診断結果を記録し、危険箇所の改善に努めます。

その他、点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

4-13 橋りょう

1 施設の現状

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「川崎町個別施設計画（橋梁）」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

2 今後の方針

「川崎町個別施設計画（橋梁）」に基づき、道路法施行規則及び告示に基づく定期点検のほか、日常点検（道路パトロール等）等による異常の早期発見に努めるとともに、点検結果や診断結果を活かした軽微な損傷時点での補修等、予防保全型の維持管理を進め、長寿命化を図るとともに、コストの縮減・平準化に努めます。

なお、点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。また、補修による長寿命化、架替えについて検討し、対応を図ります。

4-14 上水道

1 施設の現状

本町の上水道普及率は約99%、上水道の管路総延長は140,514mであり、その大部分が昭和40年代の拡張事業により布設したものとなっており、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。

そのため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

また、浄水施設は、「川崎浄水場」があります。「伊良原ダム」完成後、完全受水に伴い、平成30年度（2018年度）に遠賀川水系・彦山川・中鶴水源の取水を廃止し、「大峰浄水場」及び「大峰配水池」は廃止しています。

2 今後の方針

(1) 施設

平成31年4月に周辺1市2町と水道事業を統合し、田川広域水道企業団による水道水の供給が行われています。田川広域水道企業団の構成自治体の動向を注視しながら、予防保全型の修繕や計画的な更新により、施設の長寿命化を適切に実施します。

また、施設管理コストの縮減に努めます。

(2) 管路

老朽化に伴う漏水事故の被害を最小限にとどめるため、日常点検により布設管路の劣化状況等の把握に努め、修繕・改良を行い、安定的な水の供給を図ります。

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

また、老朽管の更新にあたっては、優先順位を付けて事業量の平準化を図るとともに、水道管の長寿命化や耐震化を図ります。

第5章 公共施設等の計画的な管理に向けた推進方策

5-1 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理ができるよう全庁的な推進体制を構築するとともに、公共施設等を定期的に点検・診断します。

また、個別計画等に基づく、改修や維持管理を実施するとともに、実施状況を踏まえ、計画の継続的な見直しを行う PDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行います。

図表 28 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理



5-2 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の推進は、まちづくり全般に関わることから、総合的かつ計画的な公共施設等の管理及び計画の推進に向けて、次のように取り組みます。

1 計画の推進体制の構築

持続可能な公共施設マネジメントの確立に向け、行財政改革、政策立案、財産管理の各所管課と連携がとれた実効性のある庁内体制を構築します。

また、公共施設等の保全を適正に行うため、建築物・構造物の維持管理に係る知識・技能や、住民や事業者等による公共施設等の維持管理活動をマネジメント（モニタリング、指導、助言等）する技能を持つ職員の育成に努めるとともに、公共施設等の情報を一元的に把握・管理します。さらに、所管課間の調整の役割を果たす専門組織の設置について検討し、一元的に整理されたデータを各担当者が閲覧できるよう情報の共有を図ります。

2 民間事業者等の活用

公共施設の管理にあたっては、施設の整備や改修・更新、管理・運営を効率的かつ効果的に推進するためにも、民間とのパートナーシップによる指定管理者制度、PPP 及び PFI のさらなる活用、参入しやすい環境づくりについて検討します。

3 個別計画の策定

国における施設ごとのインフラ長寿命化計画（行動計画）などの状況を踏まえ、本計画で定めた基本的な考え方や取り組みの方向性にに基づき、施設ごとの個別施設計画を作成します。

既に策定している「川崎町個別施設計画（橋梁）」、「川崎町営住宅長寿命化計画」等、個別の施設計画については、今後、本計画との整合を図っていきます。

4 住民・地域・自治体間の連携

本計画の推進にあたっては、取り組みに対する住民・地域への情報共有とともに、相互理解を得ていくことが必要となります。

そのため、住民・地域へは、公共施設等の管理だけでなく、各種検討過程における参加を促し、施設利用者や地域住民の理解が得られるよう、適宜、説明や意見聴取を実施します。

また、近隣自治体や県との連携により、効率的な管理を推進するとともに、広域化や管理代行、事務の共同処理等、新たな連携方策を検討します。